

令和8年4月1日現在の条文

○吹田市特別職の職員の給与に関する条例

昭和26年12月18日条例第166号

第1条 次に掲げる特別職の職員の受ける給与については、この条例の定めるところによる。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 水道事業管理者
- (5) 常勤の監査委員

第2条 前条に掲げる特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）には、給料のほか、地域手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 特別職の職員の給料の額は、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市長 1,050,000円
- (2) 副市長 939,000円
- (3) 教育長 827,000円
- (4) 水道事業管理者 827,000円
- (5) 常勤の監査委員 581,000円

3 特別職の職員の地域手当の額は、一般職の職員の例による。

4 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）

現在（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。）に次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）第28条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 100分の220
- (2) 副市長 100分の225
- (3) 教育長 100分の225

(4) 水道事業管理者 100分の225

(5) 常勤の監査委員 100分の225

5 吹田市一般職の職員の給与に関する条例第28条第7項、第28条の2、第28条の3及び第29条の3の規定は、特別職の職員の期末手当について準用する。

6 特別職の職員の退職手当は、吹田市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和63年吹田市条例第3号）に定めるところによる。

第3条 前条の規定による給与の支給については、一般職の職員の例による。ただし、水道事業管理者に対する給与の支給日等給与の実施については、本市水道事業に勤務する企業職員の例によることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第2条の規定については、昭和26年10月1日から適用する。

2 昭和51年12月の期末手当に限り、吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和51年吹田市条例第48号）施行の日前において一般職の職員の例によって支給された期末手当の額が、同条例施行の日以後において一般職の職員の例によって支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、第2条第3項の規定にかかわらず、その差額を同項の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

3 平成7年6月に支給すべき期末手当の額は、第2条第4項及び第5項の規定により算出して得た額に、支給を受ける特別職の職員の同月1日現在における期末手当基礎額（同条第4項に規定する期末手当基礎額をいう。）に100分の5を乗じて得た額及び10,000円を加算した額とする。

4 前項の規定は、規則で定める日限り、その効力を失う。

5 平成12年3月に支給する期末手当の額の算定に限り、第2条第4項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは、「100分の25」とする。

6 平成13年3月に支給する期末手当の額の算定に限り、第2条第4項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは、「100分の35」とする。

7 平成14年3月に支給する期末手当の額の算定に限り、第2条第4項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

8 平成15年3月に支給する期末手当の額の算定に限り、第2条第4項の規定の適用については、

同項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

9 平成15年12月に支給する期末手当の額の算定に限り、第2条第4項の規定の適用については、

同項中「100分の230」とあるのは、「100分の215」とする。

10 平成21年6月に支給する期末手当の額の算定に限り、第2条第4項の規定の適用については、

同項中「100分の212.5」とあるのは、「100分の192.5」とする。

附 則（省略）

附 則（令和7年3月31日条例第19号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定並びに附則第4項から第6項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の吹田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後一般職給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の吹田市特別職の職員の給与に関する条例（以下「第3条改正後特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条改正後一般職給与条例及び第3条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後一般職給与条例の規定による給与又は第3条改正後特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

4から6まで（省略）

（委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和8年1月8日条例第4号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 （省略）

3 第3条の規定による改正後の吹田市特別職の職員の給与に関する条例（以下「第3条改正後特

別職給与条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 第1条改正後一般職給与条例及び第3条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後一般職給与条例又は第3条改正後特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則(令和8年1月8日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の吹田市特別職の職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後特別職給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「第3条改正後議員報酬条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条改正後特別職給与条例及び第3条改正後議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条改正後特別職給与条例又は第3条改正後議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。